

沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者（児）の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護等を提供するため、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）」に定める研修等を実施し、必要な知識及び技能を有する居宅介護従業者等の養成を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、県又は別に定める要件を満たすものとして県知事が指定する居宅介護職員初任者等養成研修事業の実施者（以下、研修実施者という。）とする。ただし、県は事業の一部又は全部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。

(研修課程及び受講対象者)

第3条 事業に係る研修課程及び受講対象者は、次のとおりとする。

課 程	研修時間	受講対象者
居宅介護職員初任者研修課程	130 時間	居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術の習得を希望する者
障害者居宅介護従業者基礎研修課程	50 時間	居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術の習得を希望する者
継続養成研修課程	設定された時間数	居宅介護職員初任者研修課程修了者
重度訪問介護従業者養成研修基礎課程	10 時間	重度訪問介護事業に従事する者又は従事することを希望する者
重度訪問介護従業者養成研修追加課程	10 時間	重度訪問介護事業に従事する者又は従事することを希望し、基礎課程を修了した者。ただし、基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。
重度訪問介護従業者養成研修統合課程	20.5 時間	重度訪問介護（基礎）課程、重度訪問介護（追加）課程及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚令49号）附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号の研修課程（基本研修）を統合したものとして行われるものとする。
重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程	12 時間	重度訪問介護事業に従事する者又は従事することを希望する者
同行援護従業者養成研修一般課程	20 時間	同行援護事業に従事する者又は従事することを希望する者
同行援護従業者養成研修応用課程	12 時間	同行援護事業に従事する者又は従事することを希望し、一般課程を修了した者。ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。

行動援護従業者養成研修課程	24 時間	行動援護事業に従事する者又は従事することを希望する者
視覚障害者移動支援従業者養成研修課程	12 時間	1 級、2 級、3 級課程（訪問介護員養成研修を含む。）、若しくは介護職員基礎研修修了者又は修了予定者及び介護福祉士であって、身体障害者に対するサービス技術の向上を図ることを希望する者
全身性障害者移動支援従業者養成研修課程	10 時間	1 級、2 級、3 級課程（訪問介護員養成研修を含む。）、若しくは介護職員基礎研修修了者又は修了予定者及び介護福祉士であって、身体障害者に対するサービス技術の向上を図ることを希望する者

(研修カリキュラム)

第4条 前条の表の各課程の研修カリキュラム（科目及び研修内容）は、別表沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修カリキュラム」のとおりとする。

(研修科目の免除)

第5条 研修実施者は、研修科目の一部又は全部について免除することができるものとする。その対象となる者及び免除の事項は、別表第2「保有する資格等により免除できる科目について」のとおりとする。

2 研修科目の免除を受けようとする者は、受講申込の際に、「居宅介護職員初任者等養成研修科目免除申請書」（様式第1号）により、申し出なければならない。

3 研修実施者（県を除く。）は研修科目の全科目を免除する場合には、修了証書を交付することはできない。

(研修修了期限)

第6条 各研修課程の修了期限は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護職員初任者研修課程については、原則として8か月以内に終了すること。ただし、やむを得ない場合は1年6か月以内とする。

(2) 障害者居宅介護従業者基礎研修課程については、原則として4か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、8か月以内とする。

(3) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程については、原則として1か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、2か月以内とする。

(4) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程については、原則として1か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、2か月以内とする。

また、基礎課程と追加課程を同時並行的に実施する場合にあつては、原則として2か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、4か月以内とする。

(5) 重度訪問介護従業者養成研修統合課程については、原則として2か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合については、4か月以内とする。

(6) 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程については、原則として1か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合については、2か月以内とする。

(7) 同行援護従業者養成研修一般課程については、原則として2か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、4か月以内とする。

(8) 同行援護従業者養成研修応用課程については、原則として1か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、2か月以内とする。

また、一般課程と応用課程を同時並行的に実施する場合にあつては、原則として3か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、6か月以内とする。

(9) 行動援護従事者養成研修課程については、原則として2か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、4か月以内とする。

(10) 視覚障害者移動支援従業者養成研修課程については、原則として2か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、4か月以内とする。

(11) 全身性障害者移動支援従業者養成研修課程については、原則として2か月以内に修了すること。ただし、やむを得ない場合は、4か月以内とする。

(修了認定)

第7条 研修実施者は、研修カリキュラムをすべて履修した者に対して修了の認定を行い、修了者に対して修了証明書及び修了証明書（携帯用）（様式第2号）を交付するものとする。

(修了証明書再発行の取扱い)

第8条 修了証明書再発行の取扱いについては、別紙1に定めるとおりとする。

(修了者名簿の管理)

第9条 研修実施者は、研修修了者について修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日、住所及び電話番号を記載した修了者名簿を作成し、管理するものとする。

2 次条の規定により知事の指定を受けた研修事業者は、研修終了後、知事に修了者名簿を提出しなければならない。

3 知事は、前項により提出された修了者名簿を適正に管理するものとする。

(研修事業者等の指定)

第10条 知事は、県内において、社会福祉法人、学校法人、その他法人が行う類似の研修事業のうち、別に定める要件を満たすものを、法人からの申請に基づき研修事業者を指定し、当該研修事業者が行う研修事業を指定研修として指定することができるものとする。

(情報の開示)

第11条 研修実施者は、情報の開示に努めるものとし、別紙2に定める事項をインターネットのホームページにより公開しなければならない。

(経過措置)

第12条 平成25年4月1日において、既に沖縄県居宅介護従業者等養成研修事業実施要綱（以下「前要綱」）の1級課程及び2級課程（以下「旧1、2級課程」という。）を修了している者については、すべて居宅介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして扱い、また、平成25年4月1日において、旧1、2級課程を受講中の者であって、それ以降に当該研修を修了した者についても、すべて居宅介護職員研修の修了の要件を満たしているものとして取り扱う。

なお、「受講中の者」とは、平成25年3月31日以前に、旧1、2級課程受講予定の者の募集を行い、平成25年4月1日以降に当該研修を修了した者も含まれるとする。

2 平成25年4月1日において、既に前要綱の3級課程（以下「旧3級課程」という。）を修了している者については、すべて障害者居宅介護従業者基礎研修の修了の要件を満たしているものとして扱い、また、平成25年4月1日において、旧3級課程を受講中の者であって、それ以降に当該研修を修了した者についても、すべて障害者居宅介護従業者基礎研修の修了の要件を満たしているものとして取り扱う。

なお、「受講中の者」とは、平成25年3月31日以前に、旧3級課程受講予定の者の募集を行い、平成25年4月1日以降に当該研修を修了した者も含まれるとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、居宅介護職員初任者等養成研修事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年3月17日から施行する。

- 2 沖縄県障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業実施要綱（平成14年制定）、沖縄県ガイドヘルパー養成研修実施要綱（平成11年制定）及び沖縄県重度訪問介護従事者養成研修実施要綱（平成18年制定）は、廃止する。
- 3 廃止前の沖縄県障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業実施要綱（平成14年制定）、沖縄県ガイドヘルパー養成研修実施要綱（平成11年制定）及び沖縄県重度訪問介護従事者養成研修実施要綱（平成18年制定）により、実施された研修事業を修了した者であって、修了した旨の証明書の交付を受けた者については、本要綱に規定するそれぞれの該当研修を修了した者とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年8月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年1月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月22日から施行する。

別表第1（要綱第4条関係）

沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修カリキュラム

【居宅介護職員初任者研修課程】

1 課程の趣旨及び内容

障害者等の介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として次表の内容のとおり行うものとする。

2 研修内容

科目名	時間数	内訳	項目
1. 職務の理解	6		(1) 多様なサービスの理解
			(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解
2. 介護における尊厳の保持・自立の支援	9		(1) 人権と尊厳を支える介護
			(2) 自立に向けた介護
3. 介護の基本	6		(1) 介護職の役割、専門性と他職種との連携
			(2) 介護職の職業倫理
			(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント
			(4) 介護職の安全
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9		(1) 介護保険制度
			(2) 医療との連携とリハビリテーション
			(3) 障害者自立支援制度およびその他の制度
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6		(1) 介護におけるコミュニケーション
			(2) 介護におけるチームのコミュニケーション
6. 老化の理解	3		(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常
			(2) 高齢者と健康
7. 認知症・行動障害の理解	6	認知症の理解 (3)	(1) 認知症を取り巻く状況
			(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理
			(3) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活
			(4) 家族への支援
	行動障害の理解 (3)	(5) 行動障害とは（行動障害とはどのような状態をいうか）	
		(6) 自閉症の理解（行動障害を起こしやすい自閉症とはどのような障害か）	
		(7) 自閉症の障害特性（コミュニケーションや感性の特性、転動性、時間・空間の整理統合、変更への対応や記憶の維持の困難さ）	
		(8) 行動障害が起きる背景の理解（支援者の不適切な対応が行動障害を誘発していることを知る）	
		(9) 行動障害を起こさないようにするための支援とは（行動障害を誘	

			発せず、本人が安心して自信を持って生活ができるための支援)
8. 障害の理解	6		(1) 障害の基礎的理解
			(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識
			(3) 家族の心理、かかわり支援の理解
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	75	基本知識の学習 (10~13)	(1) 介護の基本的な考え方
			(2) 介護に関するこころのしくみの基礎的理解
			(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解
		生活支援技術の 講義・演習 (50 ~55)	(4) 生活と家事
			(5) 快適な居住環境整備と介護
			(6) 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
			(7) 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
			(8) 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
			(9) 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
			(10) 排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
			(11) 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護
			(12) 死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護
			生活支援技術演 習 (10~12)
		(14) 総合生活支援技術演習	
10. 振り返り	4		(1) 振り返り
			(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修
合計	130		

(注1) 講義と演習を一体的に行うこと。

(注2) 上記とは別に、全科目の修了時に、筆記試験による1時間程度の修了評価を実施すること。

(注3) 各科目内の時間配分については、内容に偏りがないように、十分配慮すること。

※各科目については、平成24年度3月28日付老振発0328第9号「介護員養成研修の取扱細則について(介護職員初任者研修関係)」を参考にし、適宜、障害福祉の制度及び障害者の方に対する介護の理解が深まるような内容を盛り込み実施すること。

【障害者居宅介護従業者基礎研修課程】

1 課程の趣旨及び内容

障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び技術を習得すること

を目的として次表の内容のとおり行うものとする。

2 研修内容

科目名	時間数	内訳
I 講義	25	
福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	3	
サービス提供の基本視点		3
障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障に関する講義	4	
障害者(児)福祉の制度とサービス		2
高齢者福祉の制度とサービス		2
居宅介護に関する講義	3	
ホームヘルプサービス概論		3
障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義	3	
サービス利用者の理解		3
基礎的な介護技術に関する講義	3	
介護概論		3
家事援助の方法に関する講義	4	
家事援助の方法		4
医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	5	
医学の基礎知識		3
心理面への援助方法		2
II 演習	17	
共感的理解と基本的態度の形成	4	
介護技術入門	10	
ホームヘルプサービスの共通理解	3	
III 実習	8	
ホームヘルプサービス同行訪問	4	
生活介護を行う事業所等見学	4	
合 計	50	

【継続養成研修課程】

1 課程の趣旨及び内容

居宅介護職員初任者研修課程の資質の維持、向上のために実施する研修とし、次表のⅠからⅣのいずれかの内容のとおり行うものとする。

2 研修内容

区 分	内 容	時間数
Ⅰ チーム運営方式 主任ヘルパー業務関 連プログラム (24時間)	ア	22
	① 講義 ・ホームヘルプサービスチーム運営方式の実際 (4) ・チームケアの実際 (4) ・指導業務の必要性と方法 (4) ・カンファレンスの持ち方と事例検討の方法 (4) ② 実技講習 ・ケアマネジメント技術 (6)	
	イ 小グループによる討論	2
Ⅱ 最新の知識プロ グラム (22時間)	ア	20
	① 講義 ・障害者（児）福祉の動向 (3) ・高齢者保健福祉の動向 (3) ・介護技術の展開 (4) ・心理学的援助方法の基礎知識 (4) ② 実技講習 ・ケアマネジメント技術 (6)	
	イ 小グループによる討論	2
Ⅲ 指導技術と介護 技術プログラム (32時間)	ア 指導技術と介護技術の向上	30
	イ 小グループによる討論	2
Ⅳ 困難事例対応技 術プログラム (26時間)	ア 処遇困難事例対応実習	24
	イ 小グループによる討論	2

【重度訪問介護従業者養成研修基礎課程】

1 課程の趣旨及び内容

重度訪問介護事業に従事する者の基本研修課程とし、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者等に対する居宅における入浴、排せつ又は食事等の介護その他の便宜及び外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として次表の内容のとおり行うものとする。

2 研修内容

科目名	時間数	内訳	備考
Ⅰ 講義	3		
重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2		重度訪問介護に従事する者の職業倫理に関する講義を行う

			こと。
基礎的な介護技術に関する講義	1		
II 実習	7		
基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	5		
外出時の介護技術に関する実習	2		
合 計	10		

【重度訪問介護従業者養成研修追加課程】

1 課程の趣旨及び内容

基礎課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得することを目的として次表の内容のとおり行うものとする。

2 研修内容

科目名	時間数	内訳	備考
I 講義	7		
医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援	4		
コミュニケーションの技術に関する講義	2		
緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1		
II 実習	3		
重度肢体不自由者の介護サービス提供現場実習	3		在宅等で生活する障害程度区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を1ヵ所以上含むこと。
合 計	10		

【重度訪問介護従業者養成研修統合課程】

1 課程の趣旨及び内容

重度訪問介護（基礎）課程，重度訪問介護（追加）課程及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚令49号）附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号の研修課程（基本研修）を統合したものとして行われるものとする。

2 研修内容

科目名	時間数	内訳	備考
I 講義	11		
重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2		基本研修※

基礎的な介護技術に関する講義	1		
コミュニケーションの技術に関する講義	2		
喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3		基本研修※
喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3		基本研修※
II 演習	1		
喀痰吸引等に関する演習	1		基本研修※
III 実習	8.5		
基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3		
外出時の介護技術に関する実習	2		
重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5		
合 計	20.5		

※ 基本研修とは社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）附則第 4 条及び第 13 条に係る別表第 3 号第 1 号に定める基本研修に相当する研修課程

※ 基礎研修に係る科目及び喀痰吸引等を実施するために必要となるその他研修等については、「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成 24 年 3 月 30 日社援発 0330 第 43 号）等に基づいて行うものとする。

【重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程】

1 課程の趣旨及び内容

重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として次表の内容のとおり行うものとする。

2 研修内容

科目名	時間数	内訳	備考
1 講義	6		
強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	2.5		
強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	3.5		
2 演習	6		
基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1		

行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	2.5	
行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	2.5	
合 計	12	

※ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程の内容は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）と同様のものとなっていることから厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」に沿ったものであり、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）と合同で開催できるものとする。

※ 国立のぞみの園が作成した強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）テキストを適宜活用するものとする。

【同行援護従業者養成研修一般課程】

1 課程の趣旨及び内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得することを目的として次表の内容のとおり行うものとする。

2 研修内容

科目名	時間数	内訳	備考
1 講義	12		
視覚障害者（児）福祉サービス	1		
同行援護の制度と従業者の業務	2		
障害・疾病の理解①	2		
障害者（児）の心理①	1		
情報支援と情報提供	2		
代筆・代読の基礎知識	2		
同行援護の基礎知識	2		
2 演習	8		
基本技能	4		
応用技能	4		
合 計	20		

【同行援護従業者養成研修応用課程】

1 課程の趣旨及び内容

一般課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の視覚障害者（児）の障害及び疾病の理解や場面別における同行援護技術等を習得することを目的として次表の内

容のとおり行うものとする。

2 研修内容

科目名	時間数	内訳	備考
1 講義	2		
障害・疾病の理解②	1		
障害者（児）の心理②	1		
2 演習	10		
場面別基本技能	3		
場面別応用技能	3		
交通機関の利用	4		
合 計	12		

【行動援護従業者養成研修課程】

1 課程の趣旨及び内容

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等、その他の便宜に関する知識及び技術を習得することを目的として次表の内容のとおり行うものとする。

2 研修内容

科目名	時間数	内訳	備考
1 講義	10		
強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	2.5		
強度行動障害に関する制度及び支援技術の基本的な知識に関する講義	3.5		
強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義	2		
強度行動障害と生活の組み立てに関する講義	2		
2 演習	14		
基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1		
行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	2.5		
行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	2.5		
障害特性の理解とアセスメントに関する演習	2.5		
環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	3.5		

記録に基づく支援の評価に関する演習	1	
危機対応と虐待防止に関する演習	1	
合 計	24	

※ 行動援護従業者養成研修課程の内容は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）と同様のものとなっていることから厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」に沿ったものであり、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）と合同で開催できるものとする。

※ 国立のぞみの園が作成した強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）テキスト及び強度行動障害支援者養成研修（実践研修）テキストを適宜活用するものとする。

【視覚障害者移動支援従業者養成研修課程】

1 課程の趣旨及び内容

有資格者で、視覚障害者（児）に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として次表の内容のとおり行うものとする。

2 研修内容

科目名	時間数	内訳
I 講義	3	
障害者福祉に係るサービスに関する講義	1	
ガイドヘルパーの制度と業務		1
基礎的な移動支援に係る技術に関する講義	2	
移動介助の基礎知識		2
II 演習	9	
移動介助の基本技術	2	
屋内の移動介助	2	
屋外の移動介助	4	
応用技能	1	
合 計	12	

【全身性障害者移動支援従業者養成研修課程】

1 課程の趣旨及び内容

有資格者で、全身性の障害を有する者（児）に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として次表の内容のとおり行うものとする。

2 研修内容

科目名	時間数	内訳
I 講義	6	

障害者福祉に係る制度及びサービスに関する講義	1	
ガイドヘルパーの制度と業務		1
全身性障害者の疾病、障害等に関する講義	2	
重度肢体不自由者における障害の理解		1
介助に係わる車いす及び装具等の理解		1
基礎的な移動支援にかかる技術に関する講義	3	
姿勢保持について		1
コミュニケーションについて		1
事故防止に関する心がけと対策		1
II 演習	4	
車いすでの移動の介助に係る技術に関する演習	4	
抱きかかえ方及び移乗の方法、車いすの移動介助		3
生活行為の介助		1
合 計		10

別表第2（要綱第5条関係）

「保有する資格等により免除できる科目について」

1 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

- ・居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。

2 重度訪問介護従業者養成研修追加課程修了者若しくは重度訪問介護従業者養成研修統合課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

(1) 講義

- ・居宅介護に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- ・障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障害等に関するもの。
- ・医学等の関連する領域の基礎知識（5時間）のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの。

3 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

(1) 講義

- ・障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの。
- ・障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、知的障害者及び精神障害者の疾病及び障害等に関するもの。

4 同行援護従業者養成研修一般課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

(1) 講義

- ・障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、視覚障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの。
- ・障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの。
- ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、視覚障害に関するもの。
- ・医学等の関連する領域の基礎知識（5時間）のうち、視覚障害に関するもの。

5 行動援護従業者養成研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

(1) 講義

- ・障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義（4時間）のうち、知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの。
- ・障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義（3時間）のうち、知的障害者及び精神障害

者の疾病及び障害等に関するもの。

- ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義。

6 廃止前の沖縄県ガイドヘルパー養成研修実施要綱に基づく重度視覚障害者研修課程修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

(1) 講義

- ・障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義のうち、障害者（児）福祉の制度とサービス（2時間）
- ・居宅介護に関する講義（3時間）
- ・障害者及び高齢者の疾病及び障害等に関する講義（3時間）のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの。
- ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の支援に係る技術に関する講義。

7 廃止前の沖縄県ガイドヘルパー養成研修実施要綱に基づく重度脳性まひ者等全身性障害者移研修課程等修了者が、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を受講する場合

(1) 講義

- ・障害者福祉及び高齢者保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義のうち、障害者（児）福祉の制度とサービス（2時間）
- ・居宅介護に関する講義（3時間）
- ・障害者及び高齢者の疾病及び障害等に関する講義のうち、全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの。
- ・基礎的な介護技術に関する講義（3時間）のうち、基礎的な移動の支援に係る技術に関する講義。

8 視覚障害者移動支援従事者養成研修課程修了者が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合

(1) 講義

- ・視覚障害者（児）福祉サービス（1時間）

(2) 演習

- ・基本技能（4時間）

9 視覚障害者移動支援従事者養成研修課程修了者若しくは修了予定者が全身性障害者移動支援従業者養成研修課程を受講する場合又は全身性障害者移動支援従業者養成研修課程修了者若しくは修了予定者が視覚障害者移動支援従事者養成研修課程を受講する場合

(1) 講義

- ・ガイドヘルパーの制度と業務（1時間）

10 実務者研修を修了している者

社会福祉士及び介護福祉法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設に

において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得するための研修（以下「実務者研修」という。）を修了している者については、居宅介護職員初任者研修課程の全てを免除するものとする。したがって、実務者研修の修了証明書を有する者を居宅介護職員初任者研修課程修了者とみなし、実務者研修の修了証明書を居宅介護職員初任者研修の修了証明書として扱うものとする。

1 1 看護師等の資格を有するもの

・保健師、助産師、看護師、准看護師の資格を有するものについては、所定の手続きをふまえた上で、居宅介護職員初任者研修修了の要件を満たし、業務に従事することができるものとして全課程・全時間を免除する。なお、看護師等の資格を有する者を居宅介護従業者等として採用する場合は、居宅介護従業者等として雇用するのであって、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務（社会福祉士法及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の規定に基づく、自らの事業又はその一環として、たんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は胃ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養をいう。以下同じ。）の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。）を行うものでないこと。

修了証明書再発行の取扱い

1 修了証明書の性格は次のとおりである。

- (1) 修了証明書は、研修課程を「修了」したことを証明するものであることから、学校の卒業証書と同様の性格を有するものである。したがって、通常の免許証とは性格が異なる。
- (2) 修了証明書は、修了時点の事実に基づきその内容を証明するものであるので、修了時に限り発行するものである。

2 1で示した修了証明書の性格をふまえ、修了者から再発行の依頼があった場合は、修了者名簿により修了者であるか十分確認したうえで、次のとおり対応するものとする。

(1) 紛失した場合

原則として、実物と同一の証明書に代え、氏名、生年月日、修了証明書番号及び修了年月日を記載した文書（参考1又は参考2）を発行し、修了した旨の事実を証明することとする。

これは、学校の卒業証書の場合、紛失しても実物と同一の証書を再発行せず、証書に代えて文書で卒業した旨を証明するのと同様の取扱いである。

なお、事業者の判断により、実物と同一様式で再発行することも可能とする。ただし、次の点に注意すること。

ア 修了年月日と再発行年月日を必ず併記し、再発行の証明書であることを明示する。

イ 再発行日等を、該当者が掲載されている修了者名簿に記録する。

ウ 当初発行の証明書が発見された場合には、直ちに返還させるものとする。

修了証明書の再発行を希望する者は、研修修了証明書再発行申請書（参考3）により研修実施者あて申請すること。

(2) 氏名の変更の場合

氏名の変更による再発行は行わないものとする。これは、修了証明書が修了時点の事実に基づく内容を証明していることから、修了時点と異なる現在の氏名により再度証明することは適切ではないためであり、学校を卒業後、氏名が変更されたことにより、卒業証書を変更後の氏名で再発行することがないのと同様の取扱いである。

ただし、事業者の判断により、発行済みの証明書に変更後の氏名を裏書きする（裏面に特記事項として書き込む）ことは差し支えない。

なお、氏名を変更した者から紛失による再発行の依頼があった場合は、修了時点の氏名（変更前の氏名）により再発行するものとする。すでに記述したように、修了した時点の事実に基づく証明書であるので、修了時点の事実と異なる現在の氏名で証明することは適切ではないためである。

再発行修了証明書

(A 4 縦)

(別記) 修了証明書

次の者について、指定居宅介護等に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号)に規定する研修の(別記)を修了したことを証明する。

氏 名

生年月日

修了証明書番号

修了年月日

発行年月日

研修実施者名

代表者名

印

(別記)

- ・ 居宅介護職員初任者研修
- ・ 障害者居宅介護従業者基礎研修
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修追加課程
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程
- ・ 同行援護従業者養成研修一般課程
- ・ 同行援護従業者養成研修応用課程
- ・ 行動援護従業者養成研修課程

再発行修了証明書

(A 4 縦)

(別記) 修了証明書

次の者について、沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修実施要綱に定める(別記1)課程を修了したことを証明する。

なお、この研修は、指定居宅介護等に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)第1条第13号に掲げる研修の(別記2)課程に相当する研修である。

氏 名

生年月日

修了証明書番号

修了年月日

発行年月日

研修実施者名

代表者名

印

(別記1)

- ・視覚障害者移動支援従業者養成研修
- ・全身性障害者移動支援従業者養成研修

(別記2)

- ・視覚障害者外出介護従業者養成研修
- ・全身性障害者外出介護従業者養成研修

研修修了証明書再発行申請書

平成 年 月 日

(居宅介護職員初任者等養成研修実施者) 様

氏名 印

住所 〒

生年月日

連絡先

沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修実施要綱第8条の規定に基づき、下記研修の終了証明書再発行を申請します。

記

研修の名称及び課程	課程
修了年月日	
修了証明書番号	
研修実施機関名	
発行者名	
再発行理由	

様式第 1 号（要綱第 5 条関係）

居宅介護職員初任者等養成研修科目免除申請書

平成 年 月 日

（居宅介護職員初任者等養成研修実施者） 様

氏名 印

住所 〒

生年月日

沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修実施要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき、居宅介護職員初任者等養成研修科目の免除を申請します。

記

研修の名称及び課程	課程
科目免除事由	

※必要に応じて、資格証明書の写し及び実務経験証明書を添付すること。

様式第 1 - 2 号 (要綱第 5 条関係)

居宅介護従業者実務経験証明書

平成 年 月 日

(居宅介護職員初任者等養成研修実施者) 様

所在地 〒

代表者職氏名 印
電話番号

下記の者の居宅介護従業者としての実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏 名		
住 所	〒	
電 話 番 号		
事 業 所 名 称		
事 業 所 番 号		
雇 用 形 態	常勤 ・ 非常勤 ・ 登録	
居宅介護従業者としての従事期間及び介護業務に従事した日数	従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	従事期間の日数	日
	従事期間のうち、介護業務に従事した日数	日

【記入方法】

- 1 「氏名」：証明を受ける者の氏名を記入すること。
- 2 「住所」：証明を受ける者の住所を記入すること。
- 3 「電話番号」：証明を受ける者について記入すること。
- 4 「事業所名称」：証明を受ける者の勤務先事業所の名称を記入すること。
- 5 「事業所番号」：上記事業所の事業所番号を記入すること。
- 6 「雇用形態」：上記事業所との雇用形態を「常勤・非常勤・登録」のいずれかに○印をすること。
 - 「常勤」とは …定期的に雇用され、かつ当該事業所において定められている常勤としての勤務時間数（週 32 時間以上）での雇用を指します。
 - 「非常勤」とは…定期的に雇用され、かつ当該事業所において定められている常勤としての勤務時間数未満での雇用を指します。
 - 「登録」とは …不定期に 1 日単位又は 1 時間単位等での雇用を指します。※同一事業所での雇用形態が途中で変更した場合（非常勤から常勤に雇用形態が変更した等）、雇用形態により複数枚に分けて証明書を作成すること。
- 7 「従事期間」：証明を受ける者の上記事業所での居宅介護従業者としての雇用期間を記入すること。
- 8 「従事期間の日数」：従事期間中、従事した日数を計算し記入すること。
- 9 「上記期間のうち、介護業務に従事した日数」：従事期間のうち、居宅介護従業者として介護業務に従事した日数を記入すること。事務処理・職場研修等の居宅介護外の業務に従事した日数は含みません。

様式第 1 - 3 号 (要綱第 5 条関係)

居宅介護職員初任者研修課程修了証明書交付申請書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者名 :
代表者名 : 印
住 所 : 〒 -
電話番号 :

下記の者について必要書類を添付し居宅介護職員初任者研修課程の修了証明書の交付を申請します。

氏 名 :
生年月日 : 年 月 日
住 所 : 〒 -

連絡先 :

取得資格	修了年月日	証書番号	発行者名	主な実習先

証明書の送付先

住 所 : 〒 -

連絡先 :

※添付書類

- ① 事業所からの雇用証明書等
- ② 看護師等の免許証の写し
- ③ 本人であることが確認できる書類の写し (住民票、運転免許証等)
- ④ 職場研修実績報告書 (参考 4、参考 5)
- ⑤ 実習風景のわかる写真等
- ⑥ 研修で使用したレジュメ
- ⑦ 修了証明書 (携帯用) 用の写真 (縦 2.5 cm 以内、横 2 cm 以内)
- ⑧ 履歴書 (写し可)

様式第2号（要綱第7条関係）

1. 居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修一般課程、同行援護従業者養成研修応用課程及び行動援護従業者養成研修課程の場合

(1) 修了証明書様式（縦書き、横書きを問わない。）

第 号
修 了 証 明 書
氏 名
生年月日 (年号) 年 月 日生
指定居宅介護等に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)に規定する研修の(別記)を修了したことを証明する。
(年号) 年 月 日
沖縄県知事 (指定研修事業者名)
印

(2) 修了証明書（携帯用）様式（縦書き、横書きを問わない。）

第 号
修了証明書（携帯用）
氏 名
生年月日 (年号) 年 月 日生
指定居宅介護等に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年厚生労働省告示第538号)に規定する研修の(別記)を修了したことを証明する。
(年号) 年 月 日
沖縄県知事 (指定研修事業者名)
印

(別記)

- ・ 居宅介護職員初任者研修課程
- ・ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修追加課程
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程
- ・ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程
- ・ 同行援護従業者養成研修一般課程
- ・ 同行援護従業者養成研修応用課程
- ・ 行動援護従業者養成研修課程

2. 視覚障害者移動支援従業者養成研修及び全身性障害者移動支援従業者養成研修課程の場合

(1) 修了証明書様式（縦書き、横書きを問わない。）

第 号
修 了 証 明 書
氏 名
生年月日 (年号) 年 月 日生
沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修事業実施要綱に定める（別記1）課程を修了したことを証する。
なお、この研修は、指定居宅介護等に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）第1条第13号に掲げる研修の（別記2）課程に相当する研修課程である。
(年号) 年 月 日
沖縄県知事 (指定研修事業者名)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</div>

(2) 修了証明書（携帯用）様式（縦書き、横書きを問わない。）

第 号
修了証明書（携帯用）
氏 名
生年月日 (年号) 年 月 日生
沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修実施要綱に定める（別記1）課程を修了したことを証明する。
なお、この研修は、指定居宅介護等に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）第1条第13号に掲げる研修の（別記2）課程に相当する研修である。
(年号) 年 月 日
沖縄県知事 (指定研修事業者名)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</div>

(別記1)

- ・ 視覚障害者移動支援従業者養成研修
- ・ 全身性障害者移動支援従業者養成研修

(別記2)

- ・ 視覚障害者外出介護従業者養成研修
- ・ 全身性障害者外出介護従業者養成研修

研修機関情報	法人情報 ☆	<ul style="list-style-type: none"> ●法人格・法人名称・住所等 ●代表者名、研修事業担当理事・取締役名 △理事等の構成、組織、職員数等 △教育事業を実施している場合・事業概要 △研究活動を実施している場合・概要 △介護保険事業を実施している場合・事業概要 △その他の事業概要 △法人財務情報
	研修機関情報 ☆	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所名称・住所等 ●理念 ●学則 ●研修施設、整備 △沿革 △事業所の組織、職員数等 △併設して介護保険事業を実施している場合・事業概要☆ △財務セグメント情報
研修事業情報	研修の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 ●研修のスケジュール（期間、日程、時間数） ●定員（集合研修、実習）と指導者数 ●研修受講までの流れ（募集、申し込み） ●費用 ●留意事項、特徴、受講者へのメッセージ等
	課程責任者	<ul style="list-style-type: none"> ●課程編成責任者名 △課程編集責任者の略歴、資格
	研修カリキュラム (通信) 修了評価 実習施設 (実習を行う場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●科目別シラバス ●科目別担当教官名 ●科目別特徴 演習の場合は、実技内容・備品、指導体制 ●科目別通信・事前・事後学習とする内容及び時間 ●通信課程の教材・指導体制・指導方法・課題 ●終了評価の方法、評価者、再履修等の基準 ●協力実習機関の名称・住所等☆ ●協力実習機関の介護保険事業の概要☆ ●協力実習機関の演習担当者名 ●実習プログラム内容、プログラムの特色 ●実習中の指導体制・内容（振り返り、実習指導等） △実習担当者の略歴、資格、メッセージ等 ●協力実習機関における延べ人数
講師情報	<ul style="list-style-type: none"> ●名前 ●略歴、現職、資格 △受講者向けメッセージ等 	

